# 主

### 本件抗告を棄却する。

#### 理 由

本件抗告の趣意のうち、判例違反をいう点は、判例の具体的摘示を欠くから抗告 適法の理由とならず、その余は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条 の抗告理由にあたらない(なお、申立人の昭和四六年五月二三日付書面は、抗告申 立期間後に提出されたものであるから、判断を加えない。)。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

# 昭和四六年六月八日

### 最高裁判所第一小法廷

郎	_	健	隅	大	裁判長裁判官
誠			田	岩	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官